

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年4月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000357号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100006号

## 第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成26年6月25日は26万円、同年12月24日は45万円、平成27年6月24日は27万円、同年12月24日は46万2,000円、平成28年6月23日は27万7,000円、同年12月22日は47万5,000円、平成29年6月23日は28万5,000円、同年12月23日は48万7,000円に訂正することが必要である。

平成26年6月25日、同年12月24日、平成27年6月24日、同年12月24日、平成28年6月23日、同年12月22日、平成29年6月23日及び同年12月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月25日、同年12月24日、平成27年6月24日、同年12月24日、平成28年6月23日、同年12月22日、平成29年6月23日及び同年12月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成26年6月25日の標準賞与額を26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、平成26年6月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額(26万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における平成30年6月23日の標準賞与額を29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求日(令和2年5月11日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した平成30年6月23日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年6月25日

- ② 平成 26 年 12 月 24 日
- ③ 平成 27 年 6 月 24 日
- ④ 平成 27 年 12 月 24 日
- ⑤ 平成 28 年 6 月 23 日
- ⑥ 平成 28 年 12 月 22 日
- ⑦ 平成 29 年 6 月 23 日
- ⑧ 平成 29 年 12 月 23 日
- ⑨ 平成 30 年 6 月 23 日

私は、A社から請求期間①から⑨までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑨までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給料支払明細書（写）、A社に係る給与所得の源泉徴収票（写）及び預金通帳（写）、金融機関から提出された請求者に係る取引推移一覧表（写）並びに事業主の陳述により、請求者は、当該期間において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記賞与に係る給料支払明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成 26 年 6 月 25 日は 26 万円、同年 12 月 24 日は 45 万円、平成 27 年 6 月 24 日は 27 万円、同年 12 月 24 日は 46 万 2,000 円、平成 28 年 6 月 23 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 47 万 5,000 円、平成 29 年 6 月 23 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 23 日は 48 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 26 年 6 月 25 日、同年 12 月 24 日、平成 27 年 6 月 24 日、同年 12 月 24 日、平成 28 年 6 月 23 日、同年 12 月 22 日、平成 29 年 6 月 23 日及び同年 12 月 23 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者から提出された当該期間の賞与に係る給料支払明細書（写）、A社に係る給与所得の源泉徴収票（写）及び預金通帳（写）並びに事業主の陳述により、請求者

は、平成 26 年 6 月 25 日に 26 万 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、26 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 26 年 6 月 25 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 26 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑨について、当該期間は、本件訂正請求日（令和 2 年 5 月 11 日）において保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

また、請求者から提出された請求期間⑨の賞与に係る給料支払明細書（写）、A 社に係る給与所得の源泉徴収票（写）及び預金通帳（写）並びに事業主の陳述により、請求者は、当該期間において、事業主から 29 万 2,000 円の賞与の支給を受けていたことが認められる。

したがって、請求期間⑨に係る標準賞与額については、上記賞与に係る給料支払明細書（写）により確認できる賞与額から 29 万 2,000 円に訂正することが必要である。